

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV放送センター 指定管理者募集要項

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合（以下「組合」といいます。）が設置していますCATV放送センターのサービス向上と効率的な運営を図るため、「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成28年条例第26号。以下「条例」といいます。）に基づいて、次により指定管理候補者の選定のための募集を行います。

I 施設概要に関する事項

1 施設の概要

- (1) 名称 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV放送センター
(以下「放送センター」といいます。)
- (2) 所在地 下新川郡入善町上野2793番地1（健康交流プラザ・サンウェル内）
- (3) 設置目的 住民に対し、文化・教養情報、保健福祉情報及び行政情報等を提供するとともに、地域間の情報格差是正及び双方向地域情報通信基盤の確立を図ることを目的とします。
- (4) 規模
- ①有線テレビジョン放送施設設置許可 第16005号 平成14(2002)年4月12日
 - ②放送エリア 黒部市、入善町及び朝日町全域
 - ③伝送路
 - (HFC)
 - 光・同軸ハイブリッド方式 延長1,028km
 - うち光ファイバーケーブル 210km
 - 同軸ケーブル 818km
 - (FTTH)
 - 光ファイバーケーブル 761km
 - ④施設の規模
 - (HFC)
 - 引込端子数 28,004端子
 - (FTTH)
 - 引込端子数 35,840端子
 - ⑤放送センター 入善町健康交流プラザ「サンウェル」内
 - 1階 調整室、スタジオ 83.6㎡
 - 制作室 41.2㎡
 - 2階 ヘッドエンド室、保守管理室 90.0㎡
- ※調整室、スタジオ、ヘッドエンド室、保守管理室については、入善町より行政財産使用許可を得て使用しています。
- ※上記のほか、サブヘッドエンド室として、黒部市（国際文化センター コラーレ、宇奈月庁舎・敷地）、朝日町（庁舎・敷地）の一面を各市町より行政財産使用許可を得て使用しています。
- (5) 備品 別表1のとおり
- (6) 現在の管理運営体制

- ・管理運営については、組合（ケーブルテレビ事業課）による管理。
- ・保守については、組合、NECネッツエスアイ(株)富山営業所及び指定管理者との三者による業務委託契約によりNECネッツエスアイ(株)富山営業所が実施。
- ・番組制作については、組合と新川広域圏CATV自主放送番組制作共同企業体との業務委託契約により新川広域圏CATV自主放送番組制作共同企業体が実施。
- ・HFCのインターネット事業については、(株)ニイカワポータルとの卸電気通信役務契約により(株)ニイカワポータルが実施。
- ・FTTHのインターネット事業については、(株)TAMとの業務委託契約により(株)TAMが実施（指定管理者と業務提携しています）。
- ・FTTHの光電話事業（ケーブルプラス電話）については、KDDI(株)との基本契約等によりKDDI(株)から営業委託を受けて実施。
- ・電話を中心とした加入促進のため、(合)ケーブルフロンティアとの業務委託契約により(合)ケーブルフロンティアが訪問営業等を実施。

(7)利用状況等

課金加入世帯数（各年度末時加入世帯数）

（単位：人、％）

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	世帯数	加入率	世帯数	加入率	世帯数	加入率	世帯数	加入率	
テレビ	エコノミー	17,603	63.0	17,703	63.4	17,876	63.2	17,401	61.5
	スタンダード (パススルー)	—	—	—	—	—	—	843	3.0
	BSデジタル スタンダード (STB)	1,203	4.3	1,300	4.7	1,279	4.5	1,214	4.3
	デジタル 多チャンネル プレミアム	4,085	14.6	3,931	14.1	3,757	13.3	3,515	12.4
	4Kサービス プレミアム4K	42	0.2	47	0.2	51	0.2	55	0.2
	合計	22,933	82.1	22,981	82.3	22,963	81.2	23,028	81.4
インターネット	HFC	7,071	25.3	6,809	24.4	6,406	22.6	3,816	13.5
	FTTH	—	—	—	—	—	—	2,519	8.9
	合計	7,071	25.3	6,809	24.4	6,406	22.6	6,335	22.4
電話	—	—	—	—	—	—	73	0.3	

※令和元年度、2年度の加入率は平成27年国勢調査の世帯数（27,929世帯）を基に算出

※令和3年度、4年度の加入率は令和2年国勢調査の世帯数（28,290世帯）を基に算出

※インターネット（HFC）については、卸電気通信役務業務（(株)ニイカワポータルが実施）

※過去4ヶ年の加入世帯数詳細は、別表2のとおり

Ⅱ 募集に関する事項

1 申請資格

申請資格は、次の事項を全て満たす者とします。

- (1) 法人等の団体であること。
(法人格は問いません。ただし、個人による申請は認めません。)
- (2) 富山県内に主たる事務所を置く者
(「主たる事務所を置く者」とは委任を受けずとも契約行為を行うことができる事務所をいいます。)
- (3) 申請する法人等及びその役員等(株式会社にあつては、取締役、公益法人にあつては理事等)が下記のいずれにも該当しないこと。
 - ア. 破産者で復権を得ないもの又は、会社更生法、民事再生法に基づく更生、再生手続き中のもの。
 - イ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、一般競争入札等の参加を制限されているもの。
 - ウ. 市税、町税等、税を滞納しているもの。
 - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条6号に規定する暴力団員。
 - オ. 民法第20条第1項に規定する制限行為能力者。(成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者)
 - カ. 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの。
 - キ. 組合又は組合が指定する番組制作、保守及びF T T H通信運用業務の外部委託先との業務に支障があるもの。
- (4) 組合が指定するケーブルテレビ事業に関する知識を要する番組制作、保守及びF T T H通信運用業務の外部委託先と少なくとも業務1ヶ月前までに協議を終え、契約書又はそれに代わるものを明らかにできること。
- (5) 上記(1)から(4)の資格要件については、申請の時点から、その指定期間の満了時まで継続して満たすこと。((4)については、業務開始1か月前から指定期間満了時まで)
- (6) 共同体での申請を可とします。
共同体で申請する場合は、共同体の全ての構成員が上記要件を満たすこと。((4)については、共同体として満たしていれば可とします。)また、共同体での申請をする場合は、代表者を明らかにすること。
- (7) 共同体で申請する場合、原則として構成する団体の指定期間内の途中脱退、途中加入は認めません。解散及び合併等により、やむを得ずその構成する団体を変更する場合は、事前に組合と協議すること。(構成団体が破産等により事前に協議する時間がない場合には、事態発覚後、他の構成団体より組合へ報告すること。)

2 指定管理者が行う業務の範囲・内容

- ① 施設の管理及び運営に関すること
 - 施設の管理・運営
 - 料金徴収・加入者対応・営業・企画
 - 番組制作・放送・管理業務
 - HFCインターネット事業者との調整
 - F T T H通信運用業務委託事業者との調整
 - KDD I (株)との調整
- ② 施設及び設備の維持管理に関すること
 - 施設及び設備の機能保持
- ③ その他業務に関すること
 - 関係団体との連絡調整
 - その他
- ④ 前3号に掲げるもののほか、組合理事長が必要と認める業務

※ 業務内容の詳細については、募集要項に添付の「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合C A T V放送センター指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）をご覧ください。

- ・指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提出のあった内容に基づき組合と指定管理者と協議の上決定し、協定を締結することとします。また、その業務について指定管理者の判断で行うことができるもの、組合に協議の上行うもの、組合に報告すべきものを協定に明記することとします。
- ・管理業務を一括して、第三者へ委託することはできません。

3 管理の基準

(1) 休館日及び開館時間

組合ケーブルテレビ施設については、有線テレビジョン放送施設のため、施設の休業はありません。

(2) 法令等の遵守

施設の管理に当たっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。

- ・地方自治法
 - ・放送法
 - ・電気通信事業法
 - ・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例
 - ・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルネットワーク条例
 - ・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
 - ・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合個人情報保護条例
 - ・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合情報公開条例
 - ・新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合行政手続条例
- 等

施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様です。

指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

4 指定期間

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで(5年間)

5 管理に要する経費

(1) 料金収受代行制の採用

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定による利用料金制度は適用しません。

自主事業による収入を除き、ケーブルテレビ施設の使用料等は全て組合歳入となります。使用料は、指定管理者に収受していただくものの、全額、組合へ納付していただきます。

使用料の収納率には一定の基準を設け、基準を下回る場合には、後述する指定管理料の一部を減額します。詳細については、募集要項に添付の仕様書をご覧ください。

(2) 指定管理料の額

放送センターの管理に要する経費は、組合が支払う指定管理料によって賄うこととします。組合が支払う指定管理料の額については、次に定める基準額を参考に提案を求めます。

提案額が基準額を上回った場合、提案価格の妥当性を判断します。

基準額を超える提案に合理的な理由が認められない場合は、実施計画書の内容を維持した上で基準額以下での再提案が可能かを申請者と協議し、協議が成立しない場合は不採用とします。

なお、指定管理期間中には、「加入者の H F C から F T T H への移行」、「H F C の不要な設備の撤去」等があり、運営上、通常と異なる業務もありますことから、運営する中で基準額と乖離すると判断された場合は、組合と協議の上、C A T V 事業特別会計の予算の範囲内で基準額の見直しを行うことを可能とします。

指定管理料の基準額

(単位：千円)

区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	合計
管理に要する経費 (A)	552,511	522,467	522,465	520,651	520,651	2,638,745
管理に要する経費のうち指定管理者が行うべき修繕、備品、電気料、委託料(加入促進費)に係る経費(B)	134,650	104,650	104,650	104,650	104,650	553,250
修繕、備品、電気料、委託料(加入促進費)以外の経費基準額(A-B)	417,861	417,817	417,815	416,001	416,001	2,085,495

※管理に要する経費のうち指定管理者が行うべき修繕、備品、電気料、委託料(加入促進費)に係る指定管理料については、後述の修繕、備品、電気料、委託料(加入促進費)の記載を参照ください。

※管理に要する経費は、消費税率 10%で積算。指定管理期間中に消費税率増に伴う経費の増や利用料金の増額改定があった場合は、別途組合と協議します。

- ・放送センターの管理運営費については、指定管理者制度の趣旨でもある経費の節減を考慮の上積算してください。
- ・積算に当たっては、管理運営費実績(別表 3)及び施設従事者の状況(別表 4)等を参考にしてください。
- ・自主事業に要する経費は、原則として指定管理者の負担とします。
- ・組合からの指定管理料の額は、申請時に事業計画書に提示された額に基づき、指定管理者と組合との間で締結する協定書で定めます。なお、指定期間中の指定管理料は、予算額以内で毎年度組合と協議した額となりますので、申請時に提案された額を下回ることがあります。
- ・指定管理者は、管理業務に関して他の事業経理とは別に会計を設け、収支を明らかにしてください。

い。

なお、基本協定、年度協定とは別に、「営業促進に関する委託契約」を指定管理者と締結し、指定管理者の営業努力により、一定の基準を満たした場合には、委託料を支払います。その基準及び委託料算出額については、募集要項に添付の仕様書をご覧ください。

(3) 指定管理料の支払方法

年間の指定管理料は、次のとおり5回に分割して支払います。

最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

第1回支払	毎年度 4月	修繕及び備品を除く指定管理料の10%に相当する額
第2回支払	毎年度 5月	修繕及び備品を除く指定管理料の30%に相当する額及び修繕及び備品に係る指定管理料の50%に相当する額
第3回支払	毎年度 9月	修繕及び備品を除く指定管理料の20%に相当する額及び修繕及び備品に係る指定管理料の50%に相当する額
第4回支払	毎年度12月	修繕及び備品を除く指定管理料の30%に相当する額
第5回支払 (出納整理期間)	当該年度の事業報告書の 内容確認後	修繕及び備品を除く指定管理料の残額

・上記の支払方法について、指定管理者が変更を希望する場合は、双方協議して協定に定めることとします。

(4) 指定管理料の精算

指定管理業務を組合が示した水準どおりに確実に実施する中で、先に述べたCATV利用増等による指定管理料の上乗せや経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、修繕料、備品購入費、電気料、委託料（加入促進費）を除き、原則として精算による返納は求めません。修繕料、備品購入費、電気料、委託料（加入促進費）については、毎年精算し、不用額については返還するものとします。

なお、委託料（加入促進費）は、光サービスの加入促進に伴う費用であり、FTTH 通信運用業務委託料の一部として計上していたもので、令和7年3月末までの加入者のHFCからFTTHへの移行期間中の予算措置となります。

また、管理経費の増加により不足額が生じた場合、原則補てんは行いません。

(5) 留意事項

ア 指定管理料の変更

組合の求めに応じ、指定管理者が実施する業務を変更した場合及び社会経済情勢の大幅な変動があった場合を除き、指定管理期間内は原則として変更しません。

イ 修繕について

施設等の修繕については、設備投資、設備更新（計画的に行われる幹線・支線の延長や計画的に行われる機器などの設備更新）に係る部分は組合の責任において実施し、その他の修繕については、指定管理者の責任において実施するものとします。

設備投資、更新に係るものか境界があいまいなもの、想定外の故障によりあらかじめ予定していた修繕料を超える大規模な修繕については、双方協議の上、決定します。

上記の取り決めにかかわらず、指定管理者の施設管理不備による故障などによる修繕は、指定管理者の責任において実施することとします。

災害救助法が適用となる規模の災害による修繕は、組合の責任において修繕を行います。

緊急性の高い事故・故障については、安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに組合に報告することとします。

なお、全ての修繕した設備の所有権は組合に帰属します。

ウ 備品購入について

C A T V事業ならびに施設に必要な備品については、双方協議の上、高額な備品(100万以上)については、組合が予算措置し、組合が購入し、その所有権は組合に帰属します。

指定管理料のうちから指定管理者が購入する備品については、その所有権は組合に帰属します。また、購入前に組合と協議を行ってください。

指定管理者が指定管理料によらない自己資本で購入する備品については、事前に組合に相談することとし、その所有権は、指定管理者に属します。指定期間終了後は、現状復帰を原則とし指定管理者が処分することとしますが、協議により組合あるいは組合が定める者に引き継ぐことができます。

指定管理者は、組合に帰属する備品について、取得及び廃棄等の移動をする場合は、事前に組合と協議することとします。

エ 保険加入について

現在加入している保険は次のとおりです。

損害賠償時に対応できるよう、原則として現在加入している保険と同等以上の保険に加入することとし、応募に際しては、業務収支計画書に加入予定の保険料の金額を明記してください。

- ・建物総合損害保険：令和6(2024)年4月以降も組合において継続加入します。
(ヘッドエンド施設内の資機材等※一部カメラ等を除きます。)
- ・賠償責任保険等：指定管理者で適切な保険に加入してください。

【現在加入している保険】

- ・賠償責任保険

てん補限度額(法律上の賠償責任が生じるもの)

身体賠償	年間支払限度額	5億円
財物賠償		

- ・動産総合保険(指定管理者で加入してください。)
建物総合損害保険に加入できないC A T V機器
(カメラ、レンズ、ミキサー、マイク等の持ち出し機材)
13,230千円を補償するもの

オ 租税公課について

- ・指定管理者は原則として法人税及び法人市町・県民税等の課税対象となりますことから、納税の義務が発生する場合は適切に対応してください(詳しくは、税務署、富山県総合県税事務所、事務所所在地の市町村税務課へお問い合わせください。)

6 指定管理者と組合との責任分担

責任分担については、次のとおりとし、協定により定めることとします。

項目	内容	指定管理者	組合
管理運営費	人件費、物品費、光熱水費等の物価変動に伴う経費の増	○	
	外的要因による急激な物価・金利変動による管理運営費（指定管理料）の変更（運営に影響を及ぼす場合に限ります。）	協議事項	
	関係法令の変更に起因する運営費の変動	協議事項	
	災害による臨時休業等	協議事項	
	施設の管理上の瑕疵に係る臨時休業等	○	
	改修・修繕・保守点検等による施設等の一部利用停止又は臨時休業等	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更に起因する費用（運営に影響を及ぼす場合に限ります。）		○
	指定の取消及び業務の停止により発生する費用	○	
	情報漏えい、警備不備による事故及び犯罪の発生	○	
物品等の損傷等	建物・設備の損傷による軽微な修繕（設備投資、設備更新によらないもの）	○	
	建物・設備の損傷による修繕（設備投資、設備更新によるもの）		○
	計画的な機器の増設、更新		○
	備品、消耗品の盗難及び紛失	○	
使用料（利用料金）	使用料（利用料金）の徴収、督促未収金発生時の処理及び損害	○	
損害賠償	建物・設備の瑕疵に起因するもの ※指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とします。		○
	施設運営の過失に伴うもの	○	
その他	周辺地域との協調に関するもの	○	
	施設の管理運営に対する利用者又は地域住民からの要望、苦情等への対応	○	
	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続等に要した費用	○	
	その他	協議事項	

7 計画書・報告書等の提出

(1) 事業実施計画書

公募時の提案及び協定書に記載された指定管理料を基本とし、毎年度 11 月 30 日までに翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、組合の承認を得てください。

但し、資本的支出（機器などの備品の耐用年数の延長や性能向上となる支出）かつ組合への支出を求めるものについては、前年度の 10 月 31 日までに組合との協議を行い、了承を得ることとします。

(2) 事業実施報告書

【年間事業報告】

毎年度終了後、5 月 20 日までに事業実施報告書を提出してください。

報告書に記載すべき内容は下記のとおりとします。

- ①業務の実施状況に関する事項
- ②年間の利用状況（加入状況）に関する事項
- ③収入実績及び業務に係る経費状況に関する事項
- ④年間の自主事業実施状況に関する事項
- ⑤指定管理者の経営状況に関する事項（貸借対照表、損益計算書等）
（ケーブルテレビ事業を含む企業全体としての経営状況がわかるもの）
（※指定管理を受託するにあたり、新たに法人などの団体を設立した場合は、その出資者（企業分のみ）又は、団体構成員（企業分のみ）の経営状況に関する事項）
（※共同企業体については、構成する企業体全てについて報告を要します）
- ⑥その他組合が指示する事項

【月間事業報告】

毎月業務終了後、翌月 20 日までに月間事業報告書を提出してください。

報告書に記載すべき内容は下記のとおりとします。

- ①月間の利用状況（加入状況）に関する事項
- ②月間の自主事業実施状況に関する事項
- ③役員や従事者の変更に関する事項
- ④その他組合が指示する事項

(3) 立入検査及び改善勧告

事業報告書の確認のほか、指定管理者による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件に立入検査することができるものとします。また、指定管理者に対して業務の実施状況や業務に係る管理経費等の収支状況等について必要とされる書類の提出や説明を求めることができるものとします。

事業報告書や立入による検査の結果、指定管理者による業務実施が仕様書の条件を満たしていない場合、指定管理者に対し、業務の改善を勧告することができるものとします。

(4) 事業評価

指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、指定管理者は、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を行うこととし、その取組について、提案を求めます。事業評価の実施結果及び改善方法について、事業報告書に記載していただきます。

(5) 監査委員による監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、組合又は監査委員が、必要があると認めるときは、指定管理者によるケーブルテレビ施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。

(6) 指定の取消し

- ①指定管理者が次に掲げる事項に該当したときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。
- ア. 倒産又は解散したとき。
 - イ. 財務状況が著しく悪化し、管理業務の継続が困難であると認められたとき。
 - ウ. 管理業務に際し、不正行為があったとき。
 - エ. 組合に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだとき。
 - オ. 締結した協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - カ. 暴力団との関係が認められたとき。
 - キ. 指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から指定取消の申出があったとき。
 - ク. 組合が立入検査を行い、業務の改善を勧告しても、その勧告に従わないとき。
 - ケ. その他指定管理者として管理業務を行わせることが適当でないと認められるとき。
- ②指定管理者が、上記アからケに該当したことにより指定を取り消されたときは、既に支払を受けた指定管理料を精算するものとします。
- ③指定管理者は、指定を取り消されたときは、ケーブルテレビ施設の施設及び設備を現状に回復しなければなりません。ただし、組合が特に認めた場合はこの限りではありません。

8 指定管理者による自主事業（CATV事業）の提案

自主事業を実施するに当たっては、事前に計画の段階において、組合の承認を得てください。

なお、下記の3点を承認の基準とします。

- ・施設の設置目的に沿った事業内容とすること。
- ・地域住民・利用者のニーズが反映されていること。
- ・実施に当たって、他の利用者の利用の支障とならないこと。

自主事業が本来の業務に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善又は中止を命ずることがあります。

自主事業の実施により得た収入は指定管理者の収入とします。なお、自主事業に要する経費は指定管理者の負担とし、指定管理料からの支出を認めません。この点を確認するため、自主事業終了後、収支報告等の実績を報告することとします。

Ⅲ 応募・選定に関する事項

1 募集

(1) 募集要項の配付期間

令和5年9月4日(月)～令和5年9月14日(木)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※土曜日、日曜日、祭日除く。9月14日(木)は午後5時まで。

(2) 配付場所

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

〒938-0036 富山県黒部市北新199番地

電話：0765-57-3303 F A X：0765-57-3305

Eメールアドレス：catv@niikawakaigo.jp

2 申請方法

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

ア. 指定申請書(指定申請様式第1号)

イ. 企画提案書(指定申請様式第3号)

(事業計画を含みます。事業の一部を委託する場合は、委託予定先を明記)

ウ. 納税証明書

エ. 誓約書(指定申請様式第5号)

オ. 法人等の概要を記載した書類(様式任意)

カ. 法人等の組織図、役員名簿(様式任意)

キ. 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの(様式任意)

ク. 法人の登記事項証明書

ケ. 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日以前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)(様式任意)

コ. ケの書類を作成していない場合は、法人(団体)の事業及び財務状況を明らかにした書類(直近の2箇年分)(様式任意)

サ. 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類(様式任意)

シ. 指定管理を受託するに当たり、新たに法人などの団体を設立した場合は、その出資者(企業分のみ)又は、団体構成員(企業分のみ)のウ、オ～サに関する書類

ス. 共同体として申請する場合は、共同体の構成団体及び代表者、協定書、役割分担、業務実施体制、責任分担が明らかとなる書類(協定書は写し、その他は様式任意)

※共同体の場合は、ウ、オ～サに関する書類をその全構成員について提出すること

セ. ケーブルテレビ施設又はこれに類する施設の管理・運營業務の実績がある場合にはその内容が分かる書類(過去3か年程度の主なもの)(様式任意)

※共同体の場合は、構成員の実績でも可

※上記書類以外で組合が選定に必要とする書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出部数

片面印刷で正本1部、副本(写し)13部

(3) 申請先及び申請方法

次の提出先に持参いただくか、郵便書留により送付してください。

なお、電子メール、FAXでの申請は認めません。

(提出先)

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

〒938-0036 富山県黒部市北新199番地

(4) 提出期限

- ・令和5年10月6日(金)午後5時まで
- ・郵送の場合は、郵便書留により最終日の午後5時までに必着

(5) 留意事項

- ・同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
(共同体の構成員も同様です。)
- ・申請書提出後は、応募者からの申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。(明らかな書類不備、書類不足については、組合からの指示により、再提出、差替えを求める場合があります。)
- ・申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

3 公募説明会の開催

- ・日時 令和5年9月15日(金)14時から
- ・場所 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 2階会議室
富山県黒部市北新199番地 電話 0765-57-3303

4 質疑応答

(1) 質問・回答方法

- ・質問書(指定申請様式第6号)に記載の上、FAX又は電子メールで提出ください。
- ・公募説明会に参加しないものからの質問は受け付けません。
- ・提出された質問(説明会での質疑応答を含む)及び質問への回答は、公募説明会に参加した全ての団体に対し、FAX又は電子メールします。

(2) 質問受付期間 令和5年9月15日(金)～令和5年9月22日(金)

(3) 質問への回答日 令和5年9月29日(金)までに随時行います。

5 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ・選定は、指定管理者選定委員会において書面審査により行いますが、必要に応じて申請者に対して聞き取り審査を行うものとします。
- ・聞き取り審査の実施日は、10月中旬を予定していますので、組合から案内があった場合は、ご出席ください。
- ・指定管理候補者の決定は12月末を予定しています。

(2) 審査基準

審査に当たっては、次の審査基準に基づき採点し、最高得点の申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に組合において指定管理候補者を決定します。

	選定項目	配点
1	施設の設置目的の達成に関する取組み	50
2	効率性の向上に関する取組み	30
3	公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み	30
4	管理者としての適格性	30
5	その他加点とすべき事項	10
	合計	150

審査基準の詳細については、別紙「指定管理者の選定・評価項目」を参照ください。

(3) 審査結果

応募者全員に指定管理候補者の可否を通知します。

審査結果の内容については、1位の団体名及び得点数を公開します。2位以下については、団体名を伏せた上で、得点数を公表します。

IV 指定・協定に関する事項

1 指定管理者の指定

決定した指定管理候補者については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づいて組合議会の議決を経た上で、指定管理者として指定します。

指定後、指定管理者となるものにその旨を通知し、告示します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、組合と指定管理者との協定を締結することとします。

① 基本協定

指定期間を通じて適用する事項について基本協定を締結します。主な事項については、次のとおりとします。

- ・管理業務の範囲
- ・管理の基準
- ・権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ・指定管理料の支払方法
- ・事業計画及び事業報告
- ・組合と指定管理者の責任分担
- ・指定の取消し及び管理業務の停止
- ・原状回復義務
- ・損害賠償義務
- ・個人情報の保護
- ・情報公開
- ・その他

② 年度協定

年度毎に取り決めるべき事項について年度協定を締結します。

- ・当該年度の管理業務の内容
- ・当該年度の指定管理料
- ・その他

V その他

1 スケジュール

令和5年

9月4日(月)	募集要項等の公表
9月4日(月)～9月14日(木)	募集要項等の配付、申請受付
9月15日(金)	公募説明会の開催
9月15日(金)～9月22日(金)	質問の受付
9月29日(金)まで随時	質問の回答
10月6日(金)	申請書提出期限
10月 中旬	選定委員会による選定 (指定管理候補者の選定)
12月組合議会(12月下旬)	指定管理者指定の議決 指定管理者の指定、告示 指定管理者との協定書の締結

令和6年4月1日(月)

指定管理者による管理開始

2 配付資料

- ①新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例
- ②新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合ケーブルネットワーク条例
- ③新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- ④新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合個人情報保護条例
- ⑤新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合情報公開条例
- ⑥新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合行政手続条例
- ⑦仕様書
- ⑧指定申請様式
- ⑨新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV放送センター 財産一覧
- ⑩指定管理者の選定・評価項目
- ⑪CATV放送センター平面図

<問い合わせ先>

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合
ケーブルテレビ事業課ケーブルテレビ係

(事務担当：加藤)

電話：0765-57-3303 FAX：0765-57-3303

Eメールアドレス：catv@niikawakaigo.jp

(別表1)

■新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV放送センター 財産一覧

別紙「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV放送センター 財産一覧」をご覧ください。

(別表2)

■ケーブルテレビ等課金加入世帯数

令和5年3月末現在課金加入世帯数

・ケーブルテレビ

単位：世帯、%

	世帯数 (R2国勢 調査)	3月末現在加入世帯						2月末現在加入世帯						令和4年3月末現在加入世帯						
		HFC	加入率	FTTH	加入率	計	加入率	HFC	加入率	FTTH	加入率	計	加入率	HFC	加入率	FTTH	加入率	計	加入率	
黒部市	15,238	エコノミー	7,087	46.51%	2,131	13.98%	9,218	60.49%	7,378	48.42%	1,773	11.64%	9,151	60.05%	9,334	61.25%			9,334	61.25%
		スタンダード (ハスルー)			378	2.48%	378	2.48%			323	2.12%	323	2.12%					0	0.00%
		BSデジタル スタンダード(STB)	532	3.49%	132	0.87%	664	4.36%	560	3.68%	112	0.74%	672	4.41%	697	4.57%			697	4.57%
		デジタルマルチチャンネル プレミアム	1,282	8.41%	519	3.41%	1,801	11.82%	1,354	8.89%	471	3.09%	1,825	11.98%	1,927	12.65%			1,927	12.65%
		4K プレミアム4K	19	0.12%	14	0.09%	33	0.22%	22	0.14%	12	0.08%	34	0.22%	34	0.22%			34	0.22%
		計	8,920	58.54%	3,174	20.83%	12,094	79.37%	9,314	61.12%	2,691	17.66%	12,005	78.78%	11,992	78.70%	0	0.00%	11,992	78.70%
入善町	8,699	エコノミー	3,338	38.37%	1,796	20.65%	5,134	59.02%	3,693	42.45%	1,499	17.23%	5,192	59.69%	5,403	62.11%			5,403	62.11%
		スタンダード (ハスルー)			366	4.21%	366	4.21%			287	3.30%	287	3.30%					0	0.00%
		BSデジタル スタンダード(STB)	222	2.55%	113	1.30%	335	3.85%	254	2.92%	89	1.02%	343	3.94%	356	4.09%			356	4.09%
		デジタルマルチチャンネル プレミアム	616	7.08%	466	5.36%	1,082	12.44%	709	8.15%	387	4.45%	1,096	12.60%	1,169	13.44%			1,169	13.44%
		4K プレミアム4K	10	0.11%	2	0.02%	12	0.14%	10	0.11%	2	0.02%	12	0.14%	11	0.13%			11	0.13%
		計	4,186	48.12%	2,743	31.53%	6,929	79.65%	4,666	53.64%	2,264	26.03%	6,930	79.66%	6,939	79.77%	0	0.00%	6,939	79.77%
朝日町	4,353	エコノミー	2,388	54.86%	661	15.18%	3,049	70.04%	2,584	59.36%	491	11.28%	3,075	70.64%	3,139	72.11%			3,139	72.11%
		スタンダード (ハスルー)			99	2.27%	99	2.27%			70	1.61%	70	1.61%					0	0.00%
		BSデジタル スタンダード(STB)	178	4.09%	37	0.85%	215	4.94%	199	4.57%	25	0.57%	224	5.15%	226	5.19%			226	5.19%
		デジタルマルチチャンネル プレミアム	461	10.59%	171	3.93%	632	14.52%	498	11.44%	140	3.22%	638	14.66%	661	15.18%			661	15.18%
		4K プレミアム4K	6	0.14%	4	0.09%	10	0.23%	7	0.16%	3	0.07%	10	0.23%	6	0.14%			6	0.14%
		計	3,033	69.68%	972	22.33%	4,005	92.01%	3,288	75.53%	729	16.75%	4,017	92.28%	4,032	92.63%	0	0.00%	4,032	92.63%
合計	28,290	エコノミー	12,813	45.29%	4,588	16.22%	17,401	61.51%	13,655	48.27%	3,763	13.30%	17,418	61.57%	17,876	63.19%			17,876	63.19%
		スタンダード (ハスルー)			843	2.98%	843	2.98%			680	2.40%	680	2.40%					0	0.00%
		BSデジタル スタンダード(STB)	932	3.29%	282	1.00%	1,214	4.29%	1,013	3.58%	226	0.80%	1,239	4.38%	1,279	4.52%			1,279	4.52%
		デジタルマルチチャンネル プレミアム	2,359	8.34%	1,156	4.09%	3,515	12.42%	2,561	9.05%	998	3.53%	3,559	12.58%	3,757	13.28%			3,757	13.28%
		4K プレミアム4K	35	0.12%	20	0.07%	55	0.19%	39	0.14%	17	0.06%	56	0.20%	51	0.18%			51	0.18%
		計	16,139	57.05%	6,889	24.35%	23,028	81.40%	17,268	61.04%	5,684	20.09%	22,952	81.13%	22,963	81.17%	0	0.00%	22,963	81.17%

・インターネット

	世帯数 (R2国勢 調査)	3月末現在加入世帯						2月末現在加入世帯						令和4年3月末現在加入世帯						
		HFC	加入率	FTTH	加入率	計	加入率	HFC	加入率	FTTH	加入率	計	加入率	HFC	加入率	FTTH	加入率	計	加入率	
黒部市	15,238	1,815	11.91%	1,055	6.92%	2,870	18.83%	1,986	13.03%	817	5.36%	2,803	18.39%	2,894	18.99%			0.00%	2,894	18.99%
入善町	8,699	1,192	13.70%	1,121	12.89%	2,313	26.59%	1,394	16.02%	909	10.45%	2,303	26.47%	2,327	26.75%			0.00%	2,327	26.75%
朝日町	4,353	809	18.58%	343	7.88%	1,152	26.46%	893	20.51%	254	5.84%	1,147	26.35%	1,185	27.22%			0.00%	1,185	27.22%
合計	28,290	3,816	13.49%	2,519	8.90%	6,335	22.39%	4,273	15.10%	1,980	7.00%	6,253	22.10%	6,406	22.64%	0	0.00%	6,406	22.64%	

(内数)

・インターネットのみ、インターネット+電話

	3月末現在加入世帯						2月末現在加入世帯						令和4年3月末現在加入世帯						
	HFC	加入率	FTTH	加入率	計	加入率	HFC	加入率	FTTH	加入率	計	加入率	HFC	加入率	FTTH	加入率	計	加入率	
黒部市	159	1.04%	34	0.22%	193	1.27%	162	1.06%	32	0.21%	194	1.27%	183	1.20%			0.00%	183	1.20%
入善町	100	1.15%	48	0.55%	148	1.70%	108	1.24%	35	0.40%	143	1.64%	136	1.56%			0.00%	136	1.56%
朝日町	51	1.17%	14	0.32%	65	1.49%	52	1.19%	14	0.32%	66	1.52%	58	1.33%			0.00%	58	1.33%
合計	310	1.10%	96	0.34%	406	1.44%	322	1.14%	81	0.29%	403	1.42%	377	1.33%	0	0.00%	377	1.33%	

・電話

	世帯数 (R2国勢 調査)	3月末現在加入世帯		2月末現在加入世帯		令和4年3月末現在加入世帯	
		加入率	加入率	加入率	加入率	加入率	加入率
黒部市	15,238	32	0.21%	20	0.13%		
入善町	8,699	33	0.38%	16	0.18%		
朝日町	4,353	8	0.18%	6	0.14%		
合計	28,290	73	0.26%	42	0.15%	0	0.00%

・テレビ+インターネット+電話

	3月末現在加入世帯		2月末現在加入世帯		令和4年3月末現在加入世帯	
	加入率	加入率	加入率	加入率	加入率	加入率
	31	0.20%	19	0.12%		
	32	0.37%	16	0.18%		
	8	0.18%	6	0.14%		
	71	0.25%	41	0.14%	0	0.00%

令和4年3月末現在課金加入世帯数

・ケーブルテレビ

単位：世帯

	世帯数(R2国勢調査)		3月末現在加入世帯	加入率	2月末現在加入世帯	加入率
黒部市	15,238	計	11,992	78.7%	12,029	78.9%
		エコノミー	9,334	61.3%	9,324	61.2%
		BSデジタルコース	697	4.6%	735	4.8%
		多チャンネル	1,927	12.6%	1,933	12.7%
		4Kサービス	34	0.2%	37	0.2%
入善町	8,699	計	6,939	79.8%	6,965	80.1%
		エコノミー	5,403	62.1%	5,399	62.1%
		BSデジタルコース	356	4.1%	381	4.4%
		多チャンネル	1,169	13.4%	1,173	13.5%
		4Kサービス	11	0.1%	12	0.1%
朝日町	4,353	計	4,032	92.6%	4,038	92.8%
		エコノミー	3,139	72.1%	3,132	72.0%
		BSデジタルコース	226	5.2%	237	5.4%
		多チャンネル	661	15.2%	658	15.1%
		4Kサービス	6	0.1%	11	0.3%
合計	28,290	計	22,963	81.2%	23,032	81.4%
		エコノミー	17,876	63.2%	17,855	63.1%
		BSデジタルコース	1,279	4.5%	1,353	4.8%
		多チャンネル	3,757	13.3%	3,764	13.3%
		4Kサービス	51	0.2%	60	0.2%

・インターネット

	世帯数(R2国勢調査)		3月末現在加入世帯	加入率	2月末現在加入世帯	加入率
黒部市	15,238		2,894	19.0%	2,956	19.4%
入善町	8,699		2,327	26.8%	2,360	27.1%
朝日町	4,353		1,185	27.2%	1,200	27.6%
合計	28,290		6,406	22.6%	6,516	23.0%

(内数)

・インターネット単独						
			3月末現在加入世帯	加入率	2月末現在加入世帯	加入率
黒部市			183	1.2%	187	1.2%
入善町			136	1.6%	142	1.6%
朝日町			58	1.3%	58	1.3%
合計			377	1.3%	387	1.3%

令和3年3月末現在課金加入世帯数

・ケーブルテレビ

単位：世帯

	世帯数(H27国勢調査)		3月末現在加入世帯	加入率	2月末現在加入世帯	加入率
黒部市	14,793	計	11,994	81.1%	12,041	81.4%
		エコノミー	9,238	62.4%	9,283	62.8%
		BSデジタルコース	705	4.8%	703	4.8%
		多チャンネル	2,020	13.7%	2,024	13.7%
		4Kサービス	31	0.2%	31	0.2%
入善町	8,623	計	6,930	80.4%	6,980	80.9%
		エコノミー	5,335	61.9%	5,384	62.4%
		BSデジタルコース	365	4.2%	363	4.2%
		多チャンネル	1,220	14.1%	1,223	14.2%
		4Kサービス	10	0.1%	10	0.1%
朝日町	4,513	計	4,057	89.9%	4,081	90.4%
		エコノミー	3,130	69.4%	3,152	69.8%
		BSデジタルコース	230	5.1%	231	5.1%
		多チャンネル	691	15.3%	692	15.3%
		4Kサービス	6	0.1%	6	0.1%
合計	27,929	計	22,981	82.3%	23,102	82.7%
		エコノミー	17,703	63.4%	17,819	63.8%
		BSデジタルコース	1,300	4.7%	1,297	4.6%
		多チャンネル	3,931	14.1%	3,939	14.1%
		4Kサービス	47	0.2%	47	0.2%

・インターネット

	世帯数(H27国勢調査)		3月末現在加入世帯	加入率	2月末現在加入世帯	加入率
黒部市	14,793		3,090	20.9%	3,093	20.9%
入善町	8,623		2,442	28.3%	2,450	28.4%
朝日町	4,513		1,277	28.3%	1,281	28.4%
合計	27,929		6,809	24.4%	6,824	24.4%

(内数)

・インターネット単独					
		3月末現在加入世帯	加入率	2月末現在加入世帯	加入率
黒部市		187	1.3%	188	1.3%
入善町		136	1.6%	139	1.6%
朝日町		64	1.4%	65	1.4%
合計		387	1.4%	392	1.4%

令和2年3月末現在課金加入世帯数

・ケーブルテレビ

単位：世帯

	世帯数(H27国勢調査)		3月末現在加入世帯	加入率	2月末現在加入世帯	加入率
黒部市	14,793	計	11,919	80.6%	11,917	80.6%
		エコノミー	9,144	61.8%	9,141	61.8%
		BSデジタルコース	654	4.4%	647	4.4%
		多チャンネル	2,092	14.1%	2,102	14.2%
		4Kサービス	29	0.2%	27	0.2%
入善町	8,623	計	6,930	80.4%	6,929	80.4%
		エコノミー	5,325	61.8%	5,322	61.7%
		BSデジタルコース	322	3.7%	319	3.7%
		多チャンネル	1,274	14.8%	1,279	14.8%
		4Kサービス	9	0.1%	9	0.1%
朝日町	4,513	計	4,084	90.5%	4,081	90.4%
		エコノミー	3,134	69.4%	3,133	69.4%
		BSデジタルコース	227	5.0%	224	5.0%
		多チャンネル	719	15.9%	720	16.0%
		4Kサービス	4	0.1%	4	0.1%
合計	27,929	計	22,933	82.1%	22,927	82.1%
		エコノミー	17,603	63.0%	17,596	63.0%
		BSデジタルコース	1,203	4.3%	1,190	4.3%
		多チャンネル	4,085	14.6%	4,101	14.7%
		4Kサービス	42	0.2%	40	0.1%

・インターネット

	世帯数(H27国勢調査)		3月末現在加入世帯	加入率	2月末現在加入世帯	加入率
黒部市	14,793		3,213	21.7%	3,247	21.9%
入善町	8,623		2,528	29.3%	2,547	29.5%
朝日町	4,513		1,330	29.5%	1,344	29.8%
合計	27,929		7,071	25.3%	7,138	25.6%

(内数)

・インターネット単独					
		3月末現在加入世帯	加入率	2月末現在加入世帯	加入率
黒部市		192	1.3%	196	1.3%
入善町		144	1.7%	145	1.7%
朝日町		65	1.4%	65	1.4%
合計		401	1.4%	406	1.4%

(別表3)

■管理運営費実績

令和元年度決算、令和2年度決算、令和3年度決算、令和4年度決算

指定管理料の基準額を参考に、応募者の裁量で収支計画をたててください。

(指定管理基準を超える収支計画は、要項記載のとおり、不採用となる場合がありますのでご注意ください。)

<令和元年度決算ベース 内訳>

節	節 計	項目	支出額
給料	36,200,000	職員給料(社員5人)	36,200,000
報償費	33,408	番組審議会報償費	33,408
旅費	22,850	旅費	22,850
需用費	76,251,976	消耗品費	1,212,081
		燃料費	42,163
		食糧費	758
		印刷製本費	682,150
		光熱水費	14,870,840
(うち修繕料)	59,443,984	センター設備放送機器補修	1,179,861
		引込線補修	2,061,843
		支障移転・障害対応補修等	56,202,280
		幹線等修繕工事	0
		UBR用モデムカード	
		STB操作PC更新費用	
		APCの改修工事	
		地デジ送出コントラPC交換一式	
役務費	8,776,943	通信運搬費	7,575,787
		広告宣伝料	109,200
		口座引落手数料	266,616
		火災保険料	825,340
委託料	98,016,244	コミュニティチャンネル番組制作委託	34,934,504
		特別番組制作委託料	1,318,570
		生・臨時中継番組制作委託料	6,830,416
		料金案内プリント業務委託料	3,584,904
		施設管理保守委託	37,387,000
		いきいきネット富山設備保守委託	465,430
		顧客サポート委託料	75,180
		警備保障委託	340,080
		STB管理委託	577,830
		自主放送番組自動送出装置保守	1,962,000
		HE室空調設備保守委託	190,290
		データ放送システム保守	850,200
		電気主任技術者業務委託	1,046,400
		番組が「ト」制作等委託料	5,689,353
		加入者管理クラウドサービス委託	
		保安業務委託	
		リモートサポート業務委託	
		その他委託料	2,764,087
使用料及び賃借料	151,771,907	音楽物使用料	6,893,082
		多チャンネル番組購入料	62,473,129
		パティヤル購入料	1,148,739
		番組購入激スポ	1,864,200
		お天気チャンネルシステム使用料	1,569,600
		北日本新聞ニュース購入料	588,600
		電柱・管路使用料	25,923,133
		電柱添架事前調査費	8,050
		いきいきネット設備使用料	4,107,120
		STBリース料	3,331,998
		OAサーバー等賃借料	334,368
		インターネットサーバ用機器賃借	2,456,568
		B-CASカード使用料	332,956
		課金管理システム交換リース	1,614,000
		メールアドレス使用料	1,242,600
		NHK受信料	36,957,610
		受付予約システム使用料	
		SSL更新、迷惑フィルター使用料等	
		その他使用料及び賃借料	926,154
備品購入費	1,928,115	放送器具費	1,928,115
		通信機器	
		その他備品	
負担金補助及び交付金	11,761,975	県ケーブルテレビ協議会年会費等	510,000
		県ケーブルテレビ協議会共同設備負担金	8,265,911
		共同利用設備計画管理調整業務負担金	520,374
		県ケーブルテレビ協議会事業負担金	1,470,603
		日本ケーブルテレビ連盟年会費	868,337
		日本ケーブルテレビ連盟北陸支部年会費	126,750
公課費	3,238,431	消費税等	3,238,431
計	388,001,849		

FTTH通信運用業務委託料 0

うち加入促進費 0

総計 388,001,849

<令和2年度決算ベース 内訳>

節	節 計	項目	支出額
給料	40,700,000	職員給料（社員6人）	40,700,000
報償費	33,408	番組審議会報償費	33,408
旅費	3,309	旅費	3,309
需用費	81,968,177	消耗品費	1,099,951
		燃料費	24,966
		食糧費	0
		印刷製本費	701,250
		光熱水費	14,024,783
(うち修繕料)	66,117,227	センター設備放送機器補修	1,827,846
		引込線補修	2,055,781
		支障移転・障害対応補修等	51,541,600
		幹線等修繕工事	0
		UBR用モデムカード	4,224,000
		STB操作PC更新費用	1,320,000
		APCの改修工事	2,178,000
		地デジ送出コントラPC交換一式	2,970,000
役務費	8,377,947	通信運搬費	6,864,414
		広告宣伝料	259,513
		口座引落手数料	322,850
		火災保険料	931,170
委託料	94,669,211	コミュニティチャンネル番組制作委託	35,973,269
		特別番組制作委託料	1,356,500
		生・臨時中継番組制作委託料	4,706,851
		料金案内プリント業務委託料	2,832,440
		施設管理保守委託	37,730,000
		いきいきネット富山設備保守委託	469,700
		顧客サポート委託料	33,000
		警備保障委託	211,200
		STB管理委託	558,030
		自主放送番組自動送出装置保守	1,980,000
		HE室空調設備保守委託	187,000
		データ放送システム保守	858,000
		電気主任技術者業務委託	1,056,000
		番組が「イ」制作等委託料	6,060,152
		加入者管理クラウドサービス委託	
		保安業務委託	
		リモートサポート業務委託	
		その他委託料	657,069
使用料及び賃借料	152,869,687	音楽物使用料	6,967,144
		多チャンネル番組購入料	61,428,169
		パイヤル購入料	1,064,750
		番組購入激スポ	1,848,000
		お天気チャンネルシステム使用料	1,584,000
		北日本新聞ニュース購入料	1,650,000
		電柱・管路使用料	25,488,433
		電柱添架事前調査費	13,090
		いきいきネット設備使用料	4,144,800
		STBリース料	5,378,872
		OAサーバー等賃借料	363,408
		インターネットサーバ用機器賃借	2,251,854
		B-CASカード使用料	338,407
		課金管理システム交換リース	1,775,400
		メールアドレス使用料	1,314,500
		NHK受信料	36,710,365
		受付予約システム使用料	
		SSL更新、迷惑フィルター使用料等	
		その他使用料及び賃借料	548,495
備品購入費	1,879,350	放送器具費	1,879,350
		通信機器	
		その他備品	
負担金補助及び交付金	10,665,187	県ケーブルテレビ協議会年会費等	661,230
		県ケーブルテレビ協議会共同設備負担金	8,753,305
		共同利用設備計画管理調整業務負担金	553,581
		県ケーブルテレビ協議会事業負担金	58,047
		日本ケーブルテレビ連盟年会費	537,624
		日本ケーブルテレビ連盟北陸支部年会費	101,400
公課費	4,250,346	消費税等	4,250,346
計	395,416,622		

FTTH通信運用業務委託料 0

うち加入促進費 0

総計 395,416,622

<令和3年度決算ベース 内訳>

節	節 計	項目	支出額
給料	45,599,199	職員給料（社員6人+中途社員3人）	45,599,199
報償費	30,000	番組審議会報償費	30,000
旅費	0	旅費	0
需用費	88,196,246	消耗品費	1,171,336
		燃料費	15,570
		食糧費	3,085
		印刷製本費	1,183,215
		光熱水費	15,580,230
(うち修繕料)	70,242,810	センター設備放送機器補修	857,780
		引込線補修	2,796,530
		支障移転・障害対応補修等	65,268,500
		幹線等修繕工事	0
		UBR用モデムカード	
		STB操作PC更新費用	1,320,000
		APCの改修工事	
		地デジ送出コントララPC交換一式	
役務費	9,025,403	通信運搬費	7,280,482
		広告宣伝料	814,311
		口座引落手数料等	289,410
		火災保険料	641,200
委託料	94,755,834	コミュニティチャンネル番組制作委託	35,817,212
		特別番組制作委託料	1,774,500
		生・臨時中継番組制作委託料	2,499,750
		料金案内プリント業務委託料	2,836,911
		施設管理保守委託	36,861,000
		いきいきネット富山設備保守委託	469,700
		顧客サポート委託料	
		警備保障委託	211,200
		STB管理委託	581,900
		自主放送番組自動送出装置保守	1,980,000
		HE室空調設備保守委託	187,000
		データ放送システム保守	858,000
		電気通信主任技術者業務委託	1,056,000
		番組ガイド制作等委託料	5,990,365
		加入者管理クラウドサービス委託	2,303,400
		保安業務委託	
		リモートサポート業務委託	
		その他委託料	1,328,896
使用料及び賃借料	153,667,314	音楽物使用料	6,441,292
		多チャンネル番組購入料	57,938,326
		チャンネル購入料	1,056,458
		番組購入激スホ	1,958,000
		お天気チャンネルシステム使用料	1,584,000
		北日本新聞ニュース購入料	1,650,000
		電柱・管路使用料	27,578,448
		電柱添架事前調査費	4,265,624
		いきいきネット設備使用料	4,144,800
		STBI-ス料	6,755,362
		OAサーバ等賃借料	316,342
		インターネットサーバ用機器賃借	
		B-CASカード使用料	337,586
		課金管理システム交換リース	
		メールメイン使用料	1,314,500
		NHK受信料	37,424,824
		受付予約システム使用料	33,000
		SSL更新、迷惑フィルタ使用料等	
		その他使用料及び賃借料	868,752
備品購入費	1,984,400	放送器具費	1,984,400
		通信機器	
		その他備品	
負担金補助及び交付金	11,129,933	県ケーブルテレビ協議会年会費等	500,000
		県ケーブルテレビ協議会共同設備負担金	8,926,001
		共同利用設備計画管理調整業務負担金	599,919
		県ケーブルテレビ協議会事業負担金	468,205
		日本ケーブルテレビ連盟年会費	534,408
		日本ケーブルテレビ連盟北陸支部年会費	101,400
公課費	4,786,546	消費税等	4,786,546
計	409,174,875		

FTTH通信運用業務委託料	11,112,200
うち加入促進費	0

総計	420,287,075
----	-------------

<令和4年度決算ベース 内訳>

節	節 計	項目	支出額
給料	40,699,335	職員給料（社員6人）	40,699,335
報償費	30,568	番組審議会報償費	30,568
旅費	13,900	旅費	13,900
需用費	91,380,165	消耗品費	1,428,856
		燃料費	22,955
		食糧費	0
		印刷製本費	841,022
(うち修繕料)	70,518,176	光熱水費	18,569,156
		センター設備放送機器補修	726,550
		引込線補修	1,369,129
		支障移転・障害対応補修等	39,527,587
		幹線等修繕工事	28,894,910
		UBR用モデムカード	
		STB操作PC更新費用	
		APCの改修工事	
役務費	10,687,695	地デジ送出コントローラPC交換一式	
		通信運搬費	9,635,895
		広告宣伝料	110,000
		口座引落手数料等	296,230
		火災保険料	645,570
委託料	113,298,996	コミュニティチャンネル番組制作委託	39,707,896
		特別番組制作委託料	1,801,880
		生・臨時中継番組制作委託料	1,995,411
		料金案内プリント業務委託料	2,875,154
		施設管理保守委託	55,000,000
		いきいきネット富山設備保守委託	514,579
		顧客サポート委託料	
		警備保障委託	211,200
		STB管理委託	260,700
		自主放送番組自動送出装置保守	1,980,000
		HE室空調設備保守委託	187,000
		データ放送システム保守	858,000
		電気通信主任技術者業務委託	
		番組ガイド制作等委託料	5,958,130
		加入者管理カードサービス委託	295,900
		保安業務委託	109,978
		リモートサポート業務委託	1,543,168
		その他委託料	
		使用料及び賃借料	166,349,007
多チャンネル番組購入料	58,123,748		
ハイチャンネル購入料	913,110		
番組購入激励	1,848,000		
お天気チャンネルシステム使用料	1,584,000		
北日本新聞ニュース購入料	1,650,000		
電柱・管路使用料	29,068,063		
電柱添架事前調査費	43,802		
いきいきネット共用設備使用料	4,144,800		
STBリース料	7,900,160		
OAサーバ等賃借料	591,426		
インターネットサーバ用機器賃借			
B-CASカード使用料	4,271,023		
課金管理システム交換リース			
メールアドレス使用料	1,314,500		
NHK受信料	49,355,104		
受付予約システム使用料			
SSL更新、迷惑フィルター使用料等	1,868,331		
その他使用料及び賃借料	750,774		
備品購入費	1,999,400	放送器具費	462,000
		通信機器	1,446,500
		その他備品	90,900
負担金補助及び交付金	12,240,241	県ケーブルテレビ協議会年会費等	510,000
		県ケーブルテレビ協議会共同設備負担金	9,675,360
		共同利用設備計画管理調整業務負担金	614,579
		県ケーブルテレビ協議会事業負担金	809,443
		日本ケーブルテレビ連盟年会費	529,459
日本ケーブルテレビ連盟北陸支部年会費	101,400		
公課費	2,195,648	消費税等	2,195,648
計	438,894,955		

FTTH通信運用業務委託料	180,477,444
うち加入促進費	47,131,044
総計	619,372,399

【参考：指定管理料基準額積算の考え方】

指定管理料基準額算定に当たっては、下記の内容に基づいて積算しています。

収支計画の作成に当たっては、令和元年度決算、令和2年度決算、令和3年度決算、令和4年度決算を基に下記の点に留意しながら応募者の裁量で作成してください。

【人件費の積算の基本的考え方】

- 人件費算出の基本人員を、事務職4名として積算しています。
- 管理職手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、通勤手当、賞与を職員手当として積算していません。
- 共済費については、社会保険と労働保険について積算しています。
社会保険は、健康保険（介護保険あり）、厚生年金保険、子ども・子育て拠出金を積算しています。
労働保険は雇用保険、労災保険を積算しています。
- 上記の人員のほか、2名の労働者派遣委託料について積算してあります。

【委託料について】

- 施設保守管理委託については、令和5年度予算額55,396千円と同額で積算しています。
- コミュニティチャンネル番組制作委託料は、令和5年度予算額35,255千円と同額で積算しています。
- 特別番組制作委託料、生中継番組制作委託料は、令和5年度予算額6,632千円と同額で積算しています。
- 委託料の精算対象の光サービスの加入促進に伴う費用については、30,000千円で積算しています。

【使用料及び賃借料について】

- STBリース料については、リース期間終了後、組合の所有となります。なお、STBリース料の年間額は令和4年度実績額と同額で積算しております。
- 番組制作に必要な資機材にかかる経費を消耗品費、使用料及び賃借料として積算してあります。
- デジタル多チャンネル用番組配信について、令和4年5月分まで契約世帯数を誤って報告していたことにより、過年度分の精算が必要となっております。令和8年度までに精算することとなっております。各年度必要額を積算しております。
(令和6年度 1,860千円、令和7年度 1,816千円、令和8年度 1,814千円)
- NHK衛星受信料については、令和5年度までは使用料及び賃借料で積算していましたが、今回からは組合にて支払うこととし、積算から除いてあります。

(別表4)

■施設従事者の状況 (令和5年度)

		業務内容	担当者			
			正	副		
(1)施設の管理及び運営	①施設の管理・運営(総務管理)	・CATV放送センターの統括に関する事	管理職	A		
		・中・長期計画に関する事(運営、番組内容)	管理職	A		
		・予算及び決算に関する事	A	管理職		
		・支出及び収入に関する事	C	A		
		・施設備品の管理に関する事(施設台帳の管理を含む)	C	A		
		・自営柱土地使用料の支払いに関する事	管理職	C		
		・補償契約に関する事	C	A		
		・損害、火災保険契約に関する事	C	管理職		
		・文書及び図書の管理に関する事	管理職	C		
		・職員の配置・管理に関する事	管理職	A		
		・放送法に関する事(報告・届出)	管理職	C		
		・電気通信事業法に関する事(報告・届出)	A	C		
		・事故等緊急対策に関する事(防犯、防災、放送事故、障害対応等)	管理職	A		
		・各種調査・報告に関する事	A	C		
		・番組モニター制度導入・運用に関する事	管理職	C		
		・ラジアラート導入・運用に関する事	管理職	A		
		・視聴者ニーズ分析に関する事	C	B		
	②料金徴収・加入者対応・営業・企画	・窓口受付業務に関する事	D	E		
		・課金業務に関する事(請求、収納、滞納管理、工事指示管理、システム管理)	B	A		
		・NHK衛星受信料団体一括支払に関する事	B	A		
		・CATV使用料の減免に関する事	C	A		
		・加入者管理に関する事	B	D		
		・加入者からの電話問合せ業務等に関する事(電話の時間外対応含む)	保守事業者への委託			
		・STBの設定・在庫・管理業務に関する事	C	管理職		
		・加入者の促進、営業活動に関する事	A	C		
		・加入促進キャンペーンに関する事	A	C		
		・番組ガイド編集、発送業務に関する事	C	A		
		・ホームページ定期更新等に関する事	B	C		
		・パンフレット、チラシ等の作成	A	C		
		・ラジオミューでのみらーれTVPR番組考案に関する事	A	管理職		
	③番組制作・放送・管理業務、番組審議会、番組編成会議	・自主放送番組の制作、内容の調整に関する事	管理職	A		
		・番組の企画及びスケジュールの立案	制作事業者へ委託			
		・地上デジタル放送、BS・CSデジタル放送等の再放送業務に関する事	管理職	A		
		・多チャンネル番組、有料チャンネル等の番組購入に関する事	C	A		
		・広告放送、商業・観光放送の推進に関する事	A	管理職		
		・みらーれCM完パケ作業	制作事業者へ委託			
		・放送用番組内容データ入力業務	制作事業者へ委託			
		・送出業務(送出プログラム入力、ファイリング、議会対応)	制作事業者へ委託			
		・富山県ケーブルテレビ協議会事業の番組共同制作	制作事業者へ委託			
		・コンテンツ流通業務	制作事業者へ委託			
・新聞ラテ欄の定期報告		C	管理職			
・著作権団体(ジャスラック等)に関する事		管理職	A			
・住民参加型番組の制作、内容調整に関する事		管理職	A			
・TV制作養成講座や番組制作指導		管理職	A			
④インターネット	・インターネット事業者(ニード)との連絡調整	A	D			
	・インターネット料金の徴収	B	A			
(2)施設及び設備の維持管理	①施設及び設備の機能保持	・支障移転、添架申請業務に関する事	管理職	A		
		・工事、保守業務全般の管理に関する事	A	C		
		・維持管理(状態監視、年間待機、障害対応、図面管理)	保守事業者へ委託			
		・技術的管理全般(技術者の常駐、設備の運用・維持・拡張対応、技術指導)	A	C		
		・電気通信主任技術者及び電気主任技術者に関する事	通信事業者へ委託			
		・定期点検	保守事業者へ委託			
		・修繕工事	保守事業者へ委託			
		・設備改修に関する事	A	管理職		
		・各種電気設備等の耐震対策に関する事	A	管理職		
		・工業会、その他各種団体等との連絡調整に関する事	A	B		
		(3)その他業務	①関係団体との連絡調整	・富山県CATV協議会放送部会	管理職	
				・富山県CATV協議会営業部会	C	A
				・富山県CATV協議会技術部会	A	
・富山県CATV懇話会	事業組合担当者					
・共用施設事業委員会に関する事	A			管理職		
・CS番組共同調達委員会に関する事	A			C		
・県内ケーブル局との会議・調整	管理職					
・みらーれTV旗争奪野球大会に関する事	管理職			C		
②自主事業	・チャリティーコンサート		A	管理職		
	・バレーボール教室		A	管理職		
③社員教育・品質向上に係る施策	・カスタマー対応検討会(月1回)		D	E		
	・保守工事業務検討会(月1回)		A	管理職		
	・局内技術者講習(年4回)		A	管理職		
	・カスタマー対応講習(年2回)	D	E			
		・その他外部研修など	管理職	C		

※これは現状の人員配置を示したものであり、管理運営の人員体制は、現状レベル以上の機能が確保できればこの人員配置にこだわりません。